

議案第 16 号

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上記以外の一般廃棄物の項市が収集、運搬及び処分するものの目及び市が特定世帯の建物内から搬出、運搬及び処分するものの目中

「

粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円	を
------	--------------------	---

」

「

粗大ごみ	廃スプリング マットレス	1個又は1セットにつき1,650円	に改め、
	上記以外のも の	1個、1束又は1セットにつき550円	

」

同表上記以外の一般廃棄物の項市の処理施設に搬入するものの目中

「

家庭廃棄物	10kgまでごとに135円	を
-------	---------------	---

」

「

廃スプリングマッ トレス	10kgまでごとに405円	に改める。
上記以外の家庭廃 棄物	10kgまでごとに135円	

」

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

#### 提案理由

廃スプリングマットレスに係る一般廃棄物処理手数料の改定をしようとするものである。

参考資料

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (平成6年野田市条例第20号)

改正案				現行			
別表第1(第24条第1項) 一般廃棄物処理手数料				別表第1(第24条第1項) 一般廃棄物処理手数料			
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料
(略)				(略)			
上記以外の一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	廃スプリングマットレス 1個又は1セットにつき1,650円	上記以外の一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円
		の	上記以外のもの 1個、1束又は1セットにつき550円			の	(略)
		(略)				(略)	
市が特定世帯の建物内から搬出、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	廃スプリングマットレス	1個又は1セットにつき1,650円	市が特定世帯の建物内から搬出、運搬及び処分するもの	粗大ごみ	粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円
		の	上記以外のもの 1個、1束又は1セットにつき550円			の	(略)
		(略)				(略)	
市の処理施設に搬入するもの	の	廃スプリング	10kgまでごとに405円	市の処理施設に搬入するもの	家庭廃棄物	家庭廃棄物	10kgまでごとに135円
		マットレス	10kgまでごとに135円			の	(略)
		(略)				(略)	
備考 (略)				備考 (略)			